

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目2番2号

株式会社 **サンウッド**

代表取締役社長 佐々木義実

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成24年6月26日（火曜日）午前10時（開場午前9時半） |
| 2. 場 所 | 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ49 カンファレンスルーム7
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第16期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sunwood.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度のわが国経済は、東日本大震災や原発事故による電力供給問題の影響などを主因に厳しい状況が続きました。また、欧州債務問題による円高の長期化、タイ大洪水による生産活動への影響などにより、先行きが不安定な状態で推移しました。

年度末にかけては、欧州債務問題の一時的な緩和による円高是正やサプライチェーンの立て直し等により生産活動に回復の兆しが見られるなど、緩やかな持ち直しの動きとなりましたが、依然として個人消費の低迷や世界経済・政治動向に留意を要する状況が続いております。

当社の属する不動産業界・新築分譲マンション市場におきましては、年度前半は震災の影響を受け販売自粛や工期遅延による販売戸数の減少、購買意欲の低下が見られましたが、低金利や住宅ローン減税など政策の後押しに加え、防災機能や環境への配慮を高めたマンションへの需要も高まり、平成23年の全国マンション発売戸数は8.6万戸（前年比+2.2%）、着工戸数は11.6万戸（前年比+28.9%）と2年連続増加し、概ね堅調に推移しました。しかしながら、震災復興需要による労務費を主因とした建築コストの上昇が続く中、販売価格への転嫁は難しく、収益環境は厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況下、当社では顧客ニーズに適合した分譲マンションの開発・販売に注力するとともに、一部プロジェクトの開発方針の見直しや翌事業年度以降の売上高に寄与するマンション事業用地の取得を行い、将来の経営基盤の安定・強化に向けた取り組みを行いました。

また、平成20年のリーマンショックに伴う不動産市況悪化の際に事業用地の売却を進めたこともあり、当事業年度の売上計上物件数が少ないことから、リフォーム事業、仲介事業などのその他の事業の売上高確保に尽力して参りました。

主要セグメントである不動産販売事業につきましては、「サンウッド中目黒フラッツ」及び「サンウッド松濤」の全住戸の引渡しを行いました。また、開発方針の見直しにより「西麻布タワープロジェクト」の当社持分を譲渡しました。これらにより、不動産販売事業売上高は67億1千9百万円となりました。その他の事業におきましては、リフォーム事業に係る売上や不動産販売に係る仲介手数料・販売受託手数料、賃貸収入等を中心に1億4千2百万円となりました。その結果、売上高は68億6千2百万円（前期比45.6%減）となりました。

一方、利益面では、売上原価が66億6千万円、販売費及び一般管理費が11億8百万円となりましたため、営業損失として9億7百万円（前期は営業利益9億6百万円）を計上しました。また、1千3百万円を営業外収益として、支払利息により1億7千4百万円を営業外費用として計上しました結果、経常損失は10億6千7百万円（前期は経常利益6億8千9百万円）となりました。この経常損失から特別損失及び法人税等合計を差し引き、当期純損失は10億7千8百万円（前期は当期純利益2億6千万円）となりました。

事業別売上状況は、次のとおりであります。

| 区 分     | 第 15 期<br>(平成23年3月期) |       | 第 16 期<br>(当事業年度)<br>(平成24年3月期) |       | 前事業年度比     |       |
|---------|----------------------|-------|---------------------------------|-------|------------|-------|
|         | 金額                   | 構成比   | 金額                              | 構成比   | 金額         | 増減率   |
|         | 千円                   | %     | 千円                              | %     | 千円         | %     |
| 不動産販売事業 | 12,435,959           | 98.5  | 6,719,672                       | 97.9  | △5,716,287 | △46.0 |
| その他の事業  | 187,512              | 1.5   | 142,695                         | 2.1   | △44,816    | △23.9 |
| 合 計     | 12,623,471           | 100.0 | 6,862,368                       | 100.0 | △5,761,103 | △45.6 |

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、新規プロジェクトのため、銀行借入等によって賄いました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                           | 第 13 期<br>(平成21年3月期) | 第 14 期<br>(平成22年3月期) | 第 15 期<br>(平成23年3月期) | 第 16 期<br>(当 事 業 年 度 )<br>(平成24年3月期) |
|-----------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                     | 23,088,164           | 7,669,257            | 12,623,471           | 6,862,368                            |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)             | 1,752,212            | △841,526             | 689,901              | △1,067,439                           |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)         | 466,247              | △846,630             | 260,598              | △1,078,662                           |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (円) | 12,076.48            | △22,302.05           | 6,864.73             | △28,386.97                           |
| 総 資 産 (千円)                                    | 24,162,604           | 18,517,262           | 12,144,899           | 7,808,356                            |
| 純 資 産 (千円)                                    | 4,596,986            | 3,476,152            | 3,644,084            | 2,470,213                            |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)                          | 120,252.17           | 90,450.11            | 94,814.84            | 63,940.02                            |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

新築分譲マンション市場におきましては、欧州債務問題や株価の低迷により高額商品や投資需要が伸び悩みする懸念があるものの、引き続き防災機能や環境への配慮を高めたマンションを中心に底堅く推移するものと考えられます。このような状況下、当社は従来からの基本方針であります「基本性能の高い住まい」が重要になってくると考え、以下の課題に取り組み収益力の強化を図るとともに、お客さまにご満足いただける高品質の住まいの提供を推進して参ります。

### ① 事業用地の取得

経済不透明感の高まりから、マンションの販売動向は物件毎に大きく成否が分かれる傾向にあります。一方、東京都内のマンション事業用地の取得ニーズは強く、高値で取引されることも散見されることから、事業用地の選別にはより一層の見極めを図るとともに、比較的コンパクトな商品構成・事業規模のマンションにも積極的に取り組み、安定的かつ持続的な事業成長と今後の利益の源泉となる物件取得強化に努めて参ります。

## ② リスクへの対応

マンション分譲事業では、事業用地を取得してから売上計上するまでには中小型物件でも約2年の期間を要し、その期間中の経済環境の変化や建築コスト等の上昇により、利益率が低下する可能性があります。加えて、当社の事業規模のもとでは、事業年度の売上高に占める1物件当たりの比率が高いことから、1物件の計画変更が売上高・利益額へ与える影響が大きくなってまいります。そのため、大型物件につきましては共同事業としてリスク低減を図るとともに、中小型物件を積極的に採用してリスクを分散化させる必要があると考えております。また、年度毎の売り上げの平準化を追求するだけでは不動産市況の変化に対応できないことから、前後の会計年度を含めた平均的な売上高の拡大を目指します。

一方、マンション分譲事業を推進するにあたっては、資金調達は不可欠であり、金融機関等の融資姿勢は依然として厳しい傾向にあります。今後の継続的な成長のために、金融機関等との関係強化に加え、直接金融も含めた資金調達の円滑化及び多様化を図り、より安定した事業基盤の確立に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社は、主に東京都心部を中心とするエリアにおいて、新築分譲マンション等の企画・設計、販売を行っております。また、関連事業としてマンションを中心とした不動産に係る仲介、リフォーム、賃貸事業等を行っております。

現在の主要な事業は、以下のとおりであります。

| 事業区分    | 事業内容                  |
|---------|-----------------------|
| 不動産販売事業 | マンション等の企画・設計、販売       |
| その他の事業  | マンション等の仲介、リフォーム、賃貸事業等 |

## (6) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

本 社 東京都港区虎ノ門三丁目2番2号

## (7) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 53名  | 3名減       | 39.1歳 | 7.0年   |

(注) 使用人数は、就業員数であります。

## (8) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社東日本銀行    | 1,630百万円 |
| 株式会社関西アーバン銀行 | 1,400    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 1,000    |
| 住宅金融支援機構     | 400      |

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 64,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,940株
- (3) 株主数 2,964名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名         | 持株数    | 持株比率   |
|-------------|--------|--------|
| 森 稔         | 4,960株 | 13.04% |
| 森ビル株式会社     | 2,896  | 7.61   |
| 中島正章        | 2,320  | 6.10   |
| 佐々木義実       | 1,480  | 3.89   |
| 阿部和広        | 1,260  | 3.31   |
| 大伴保         | 1,250  | 3.29   |
| 清水克己        | 1,040  | 2.73   |
| 澤田正憲        | 1,028  | 2.70   |
| サンウッド従業員持株会 | 296    | 0.78   |
| 佐藤 衛        | 270    | 0.71   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を898株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 森稔氏は、平成24年3月8日に逝去されましたが、名義書換手続きが未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

### 3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(平成24年3月31日現在)

|                            |                           | 平成17年6月29日<br>定時株主総会決議<br>(平成17年ストック・オプション②) | 平成20年6月25日<br>定時株主総会決議<br>(平成20年ストック・オプション②) |          |      |
|----------------------------|---------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------|------|
| 新株予約権の数                    |                           | 80個                                          | 220個                                         |          |      |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の種類と数     |                           | 普通株式 80株<br>(新株予約権1個につき 1株)                  | 普通株式 220株<br>(新株予約権1個につき 1株)                 |          |      |
| 新株予約権の払込金額                 |                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |          |      |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                           | 新株予約権1個当たり 1円<br>(1株当たり 1円)                  | 新株予約権1個当たり 1円<br>(1株当たり 1円)                  |          |      |
| 権利行使期間                     |                           | 平成17年9月1日から<br>平成37年6月29日まで                  | 平成20年8月26日から<br>平成40年6月25日まで                 |          |      |
| 行使の条件                      |                           | (注)                                          | (注)                                          |          |      |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況        | 取<br>締<br>役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                                      | 60個                                          | 新株予約権の数  | 180個 |
|                            |                           | 目的となる株式数                                     | 60株                                          | 目的となる株式数 | 180株 |
|                            |                           | 保有者数                                         | 3人                                           | 保有者数     | 4人   |
|                            | 監<br>査<br>役               | 新株予約権の数                                      | 20個                                          | 新株予約権の数  | 40個  |
|                            |                           | 目的となる株式数                                     | 20株                                          | 目的となる株式数 | 40株  |
|                            |                           | 保有者数                                         | 1人                                           | 保有者数     | 1人   |

- (注) 1. 新株予約権者は、原則として当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。ただし、当社取締役会において相当の理由があると判断した場合は、取締役及び監査役在任中の権利行使を認めるものとする。
2. 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
3. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成24年3月31日現在）

| 地 位           | ふ り が な 氏 名               | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況           |
|---------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | さ さ き よ し 氏 木 義 実         |                                   |
| 常 務 取 締 役     | お お 本 ま こ 氏 岡 真 人         | 管 理 本 部 長                         |
| 取 締 役         | く ら ま し 氏 倉 増 晋           | 事 業 本 部 長                         |
| 取 締 役         | た か ぼ け と し 氏 高 昌 利       | 財 経 部 門 担 当 役 員                   |
| 常 勤 監 査 役     | お お 大 伴 た も つ 氏 大 伴 保     | 大 非 勝 商 事 株 式 会 社 常 勤 取 締 役       |
| 監 査 役         | つ つ み よ し 氏 堤 義 成         | ラ ー ネ ッ ド 共 同 総 合 法 律 事 務 所 経 営 者 |
| 監 査 役         | い わ も と や す ひ ろ 氏 岩 本 康 博 | ラ ー ネ ッ ド 共 同 総 合 法 律 事 務 所 士 護   |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ①平成23年9月30日をもって、代表取締役社長中島正章氏は辞任いたしました。
- ②平成23年10月1日付で、佐々木義実氏は専務取締役 事業本部長から代表取締役社長に就任いたしました。
2. 監査役3名は社外監査役であります。
3. 監査役大伴保氏は、上記のとおり現在、他の法人の取締役であり、財務及び会計、経理に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役堤義成氏及び監査役岩本康博氏は、弁護士資格を有しております。
5. 当社は、監査役大伴保氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分             | 支 給 人 員   | 支 給 額        |
|-----------------|-----------|--------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 5名<br>(-) | 82百万円<br>(-) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 1<br>(1)  | 10<br>(10)   |
| 合 計             | 6         | 92           |

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

2. 取締役の報酬等の総額には、平成23年9月30日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の取締役の人数は4名です。
3. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成14年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。



### (3) 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

|             | 他の法人等の重要な兼職の状況     |
|-------------|--------------------|
| 監査役 大 伴 保   | 大勝商事株式会社 非常勤取締役    |
| 監査役 堤 義 成   | ラーネット総合法律事務所 共同経営者 |
| 監査役 岩 本 康 博 | ラーネット総合法律事務所 弁護士   |

- (注) 1. 大勝商事株式会社と当社の間には特別の関係はありません。  
2. ラーネット総合法律事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 大 伴 保   | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会13回すべてに出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づいて取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理、システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 堤 義 成   | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち14回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会において適切な助言・提言を行っております。                                                               |
| 監査役 岩 本 康 博 | 平成23年6月28日就任以降に開催された取締役会15回のうち11回、監査役会9回のうち8回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会及び監査役会において適切な助言・提言を行っております。                                                        |

- (注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人A & Aパートナーズ

### (2) 報酬等の額

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 19百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19    |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、法令等のコンプライアンスの遵守を経営の重要事項と認識し、「行動規範」として取締役及び従業員に周知徹底を図るとともに、「コンプライアンス管理規程」等の諸規程の整備及びコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築及び推進を行っております。

また、従業員のコンプライアンスに関する相談・通報制度として「内部通報制度」を設けております。取締役及び監査役がコンプライアンス上の

問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会に報告するものとし、報告・通報を受けたコンプライアンス管理責任者は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を内部統制責任者とし、「文書取扱規程」「情報システム業務管理規程」に従い職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は「文書取扱規程」によりこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営目的の達成を阻害する損失の危険を管理するため、「リスク管理規程」等の諸規程の整備及び「リスク管理委員会」の設置により、当社全体のリスクを網羅的・統括的に審議しております。同委員会では、リスクの管理状況の問題点の把握に努め、改善策を審議し、その結果を定期的に内部統制責任者及び取締役会に報告しております。また緊急を要する重要なリスクが発生した場合には「リスク管理規程」に従い、代表取締役社長をリスク管理統括者とし、対応を行うこととしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限・意思決定ルールのも明確化を図り迅速な意思決定を図るとともに、原則月1回の定例取締役会を開催し、経営計画や各部の業務目標、予算策定及び月次業績・改善策の管理を行い、経営に関する重要事項の適正な意思決定を行っております。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

当社の経営企画部門において経営及び業績に関して管理を行うとともに、内部監査部門が監督をすることで業務の適正を確保する体制をとっております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役より要求があった場合には、監査役の職務を補助すべき使用人の設置及び使用人の独立性に関する事項についても定めることとします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

毎月開催される定時取締役会に監査役は原則として出席し、取締役会で審議・報告される内容を取締役と共有しております。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行に関する監視・監督を行い、また主要な稟議書、その他業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長に意見を求めることで監査役監査の実効性の確保に努めております。

監査活動において必要となる内部資料がある場合は、関連部署及び経営企画部門の各担当者が随時実務面において補佐することとしております。

監査役は会計監査人及び内部監査部門から、会計監査計画及び監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行うことで、緊密な連携を保ち監査役監査の実効性の確保に努めております。

- (9) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応するものとし、その指針として「行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定めております。主な整備状況は次のとおりです。

- ① 反社会的勢力との取引防止に努めるため、各部署からの情報の報告体制を構築し、総務部にて取引先情報を一元的に管理する。
- ② コンプライアンス委員会と総務部が協力し、各部署の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告する。
- ③ 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察等関連機関とも連携し、対応する。
- ④ 反社会的勢力への対応を、コンプライアンス教育の中に組み込み、社内研修等を通じて周知に努める。

~~~~~  
(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,564,660	流 動 負 債	4,504,112
現金及び預金	1,124,589	買掛金	60,811
売掛金	1,865	1年内返済予定の長期借入金	3,680,000
仕掛品	6,281,521	リース債務	3,738
前払費用	45,296	未払金	2,257
役員に対する短期貸付金	105,000	未払法人税等	6,061
未収入金	5,276	未払費用	36,550
その他	1,109	前受金	612,183
固 定 資 産	243,696	預り金	9,383
有 形 固 定 資 産	146,696	賞与引当金	40,923
建物及び構築物	72,573	その他	52,204
工具、器具及び備品	4,618	固 定 負 債	834,030
土地	68,732	長期借入金	750,000
リース資産	772	リース債務	1,600
無 形 固 定 資 産	4,707	退職給付引当金	77,106
リース資産	3,959	その他	5,324
その他	747	負 債 合 計	5,338,143
投資その他の資産	92,292	純 資 産 の 部	
投資有価証券	13,024	株 主 資 本	2,432,406
長期前払費用	358	資本金	1,266,817
その他	78,909	資本剰余金	1,115,763
資 産 合 計	7,808,356	資本準備金	1,115,617
		その他資本剰余金	146
		利 益 剰 余 金	122,409
		利益準備金	5,469
		その他利益剰余金	116,940
		繰越利益剰余金	116,940
		自 己 株 式	△72,584
		新株予約権	37,807
		純 資 産 合 計	2,470,213
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,808,356

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,862,368
売 上 原 価		6,660,914
売 上 総 利 益		201,453
販売費及び一般管理費		1,108,600
営 業 損 失		△907,147
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,787	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7,000	
そ の 他	5,076	13,863
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	174,155	174,155
経 常 損 失		△1,067,439
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	933	
和 解 金	8,000	8,933
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,076,372
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		2,290
当 期 純 損 失		△1,078,662

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										新株 予約権	純資 産計
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計		
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	他 資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計				
平成23年4月1日 期首高	1,266,817	1,115,617	-	1,115,617	5,469		1,290,507	1,295,977	△79,050	3,599,361	44,723	3,644,084
事業年度中の変動額												
剰余金の配当							△94,905	△94,905		△94,905		△94,905
当期純損失							△1,078,662	△1,078,662		△1,078,662		△1,078,662
自己株式の処分			146	146					6,466	6,612		6,612
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）											△6,915	△6,915
事業年度中の変動額合計	-	-	146	146	-		△1,173,567	△1,173,567	6,466	△1,166,954	△6,915	△1,173,870
平成24年3月31日 期末高	1,266,817	1,115,617	146	1,115,763	5,469		116,940	122,409	△72,584	2,432,406	37,807	2,470,213

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券（時価のないもの）……移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
- (3) リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 消費税等の会計処理について

税抜方式によっております。控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費として処理しております。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

仕掛品 6,161,431千円

上記に対応する債務は以下のとおりです。

1年内返済予定の長期借入金 3,680,000千円

長期借入金 750,000

計 4,430,000

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 34,093千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 売上原価に含まれる棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、棚卸資産評価損が売上原価に151,078千円含まれております。

(2) 関係会社との取引については、「8. 関連当事者との取引に関する注記」に記載しておりますので、ここでは省略しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	38,940株	一株	一株	38,940株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	978株	一株	80株	898株

(注) 自己株式の数の減少は、ストック・オプションの権利行使による自己株式からの充当による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成23年6月28日開催の第15回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 94,905,000円
- ・1株当たり配当金額 2,500円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの平成24年6月26日開催の第16回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 49,454,600円
- ・1株当たり配当金額 1,300円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月27日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成17年6月29日 定時株主総会決議分 (平成17年ストック ・オプション①)	平成17年6月29日 定時株主総会決議分 (平成17年ストック ・オプション②)	平成20年6月25日 定時株主総会決議分 (平成20年ストック ・オプション①)	平成20年6月25日 定時株主総会決議分 (平成20年ストック ・オプション②)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	318株	80株	453株	220株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産（流動）

未払事業税	921千円
賞与引当金	15,554
買掛金及び未払費用	2,116
その他	19
評価性引当額	△18,611

計

—

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	27,480
新株予約権	6,481
棚卸資産評価損	53,844
繰越欠損金	697,781
その他	1,231
評価性引当額	△786,818

計

—

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具器具備品の一部、ソフトウェアの一部、自動車については、リース契約により使用しております。

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
ソフトウェア	4,571千円	4,571千円	0千円
合計	4,571	4,571	0

② 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	513千円
減価償却費相当額	476
支払利息相当額	4

③ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内	1,200千円
1 年超	800
合計	2,000

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

新築分譲マンションの開発・分譲においては、用地取得から販売までの間に多額の資金及び期間が必要とされるため、事業計画に照らして必要な資金を主に銀行借入による間接金融にて調達しております。現在デリバティブは利用しておらず、投機的な取引も行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、所管部署が主要な取引先の状況をモニタリングし、所管部署及び経理部門が取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の非上場株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の業績変動リスクに晒されておりますが、満期保有目的の債券は長期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少と判断しております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に新築分譲マンションの開発に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、担当部署が適時金利変動動向をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。また、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2参照）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,124,589千円	1,124,589千円	－千円
(2) 売掛金	1,865	1,865	－
(3) 役員に対する短期貸付金	105,000	105,000	－
(4) 未収入金	5,276	5,276	－
(5) 投資有価証券	10,024	10,516	491
資 産 計	1,246,756	1,247,248	491
(1) 買掛金	60,811	60,811	－
(2) 1年内返済予定の長期借入金	3,680,000	3,681,279	1,279
(3) リース債務（流動）	3,738	3,812	74
(4) 未払金	2,257	2,257	－
(5) 未払費用	36,550	36,550	－
(6) 預り金	9,383	9,383	－
(7) 長期借入金	750,000	750,297	297
(8) リース債務（固定）	1,600	1,554	△45
負 債 計	4,544,340	4,545,946	1,605

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 役員に対する短期貸付金、(4) 未収入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) リース債務（流動）、(7) 長期借入金、

(8) リース債務（固定）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額3,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」に含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) その他の関係会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	森ビル(株)	(被所有) 直接 7.61% 間接 16.68%	不動産の販売・斡 旋、分譲マンシヨ ンの共同開発	本社事務所等 の賃貸	54,882	投資その他の 資産その他 (敷金)	43,380

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大伴保	(被所有) 直接 3.29%	当社監査役	資金の貸付	105,000	役員に対する 短期貸付金	105,000

(注) 1. (1)(2)の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本社事務所等の賃借については、同一物件内の他の入居者と同一の水準によっております。

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、大伴保氏及び第三者担保提供者として当社代表取締役社長佐々木義美氏所有の当社株式2,500株、及び両氏の所有不動産を担保として受け入れております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 63,940円2銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | △28,386円97銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

株式会社 サンウッド

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 公認会計士 中 井 義 己 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 町 田 眞 友 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンウッドの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月15日

株式会社サンウッド	監査役会
常勤監査役 大伴	保 ⑩
監査役 堤	義成 ⑩
監査役 岩本	康博 ⑩

(注) 監査役3名全員が、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

分配可能額（配当可能利益）を確保し、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、それぞれ「その他資本剰余金」ならびに「その他利益剰余金」に振替えたいと存じます。減少する資本準備金及び利益準備金の額及び効力発生日は次のとおりであります。

1. 減少する準備金の額

資本準備金1,115,617,051円のうち、500,000,000円

利益準備金5,469,521円のうち、5,469,521円（全額）

2. 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 500,000,000円

その他利益剰余金 5,469,521円

3. 資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生じる日

平成24年6月26日

第2号議案 剰余金処分件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、第1号議案が承認可決されることを条件といたします。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な収益動向を勘案したうえで財務体質の強化を図り、内部留保の充実に努めるとともに安定的な利益還元を継続することを基本方針としております。

第16期の期末配当につきましては、当期純損失の計上により第1号議案のとおり準備金の減少が必要となりますが、中長期的な収益動向及び上記基本方針等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1,300円 総額49,454,600円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役岩本康博氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、岩本康博氏の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
かみやえいいち 神谷英一 (昭和24年11月14日生)	昭和48年11月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 平成1年7月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)社員 平成10年8月 朝日監査法人 代表社員(現有限責任あずさ監査法人パートナー) (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神谷英一氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は有限責任あずさ監査法人パートナーを平成24年6月30日をもって退任される予定であります。
3. 神谷英一氏を社外監査役として選任した理由は、公認会計士として有しておられます高度な専門知識と監査法人で勤務する中で得られた経験を当社の監査に反映していただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、神谷英一氏が監査役に選任された場合には、定款第33条の規定に基づき同氏との間で、会社法第427条第1項の契約(責任限定契約)を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低金額を限度とするものであります。
5. 当社は、神谷英一氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

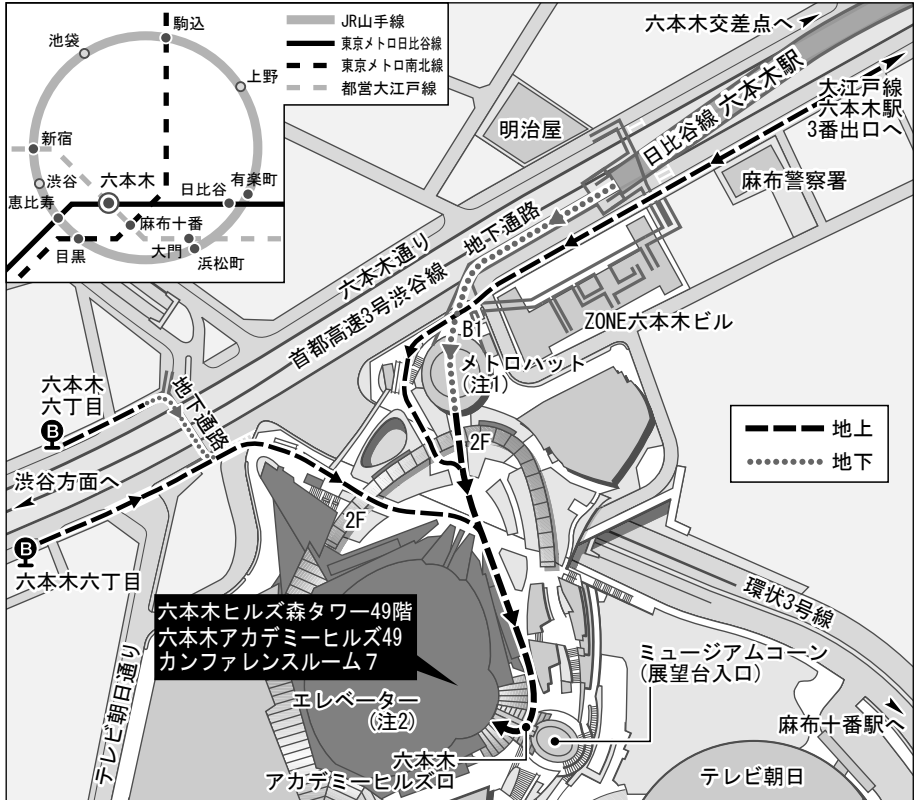
当社の監査役の報酬額は、平成14年6月28日開催の第6回定時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査体制の充実、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額25百万円以内と改めさせていただきますと存じます。

なお、現在の監査役は3名(すべて社外監査役)であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合も3名であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場 東京都港区六本木六丁目10番1号
 六本木ヒルズ森タワー49階
 六本木アカデミーヒルズ49 カンファレンスルーム7



(注1) メトロハットは地下B1から2階までの直通エスカレーターによる六本木ヒルズ専用出入口です。
 日比谷線六本木駅下車の場合は、こちらをご利用ください。
 バス・大江戸線六本木駅下車の場合は、六本木ヒルズ内の階段・エスカレーターにて、2Fにお上がりください。
 (注2) 六本木アカデミーヒルズ49(森タワー49階)へのエレベーターです。

交通ご案内

<地下鉄>日比谷線(六本木通り)方面からの順路

1. 六本木駅より直結のコンコースにて、メトロハットへ。
 ※地上六本木通りからの場合は、メトロハット脇の階段へ。
2. オブジェのある広場(66プラザ)を抜けて、アカデミーヒルズのサインに従い、お進みください。

六本木けやき坂通り方面からの順路

1. 六本木ヒルズアリーナ脇の階段もしくはエスカレーターで、ヒルサイド1階へ。
2. さらにエスカレーターを乗り継ぎ2階へ。
3. 右手方面にお進みください。

<バスのりば>「都01」「渋88」系統

停留所「六本木六丁目」(六本木通り)でお降りください。

<バスのりば>「RH01」「都01折返」系統

停留所「六本木ヒルズ」(森タワー1階)でお降りください。

(注3) 当日は議場のカメラ撮影を予定しておりますので、その旨ご了承ください。

